立命館大学は、立命館憲章に基づき、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進し、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目指す。

このため立命館大学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学問研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、学問研究の過程で得られる研究データの管理・公開・利活用についての原則を以下の通り定める。

## (研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、立命館大学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

#### (研究データの管理等)

2. 研究データの管理ならびに公開および利活用に供する方法は、それを収集または生成した研究者が、法令、立命館大学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

### (研究者の責務)

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

#### (大学の責務)

4. 立命館大学は、研究データの管理ならびに公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

# (ポリシーの見直し)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。